

犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオルドナンス第四五一一七四号(二)

フランス刑事立法研究会

<https://doi.org/10.15017/1650653>

出版情報：法政研究. 82 (4), pp.115-129, 2016-03-15. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



犯罪少年に関する一九四五年二月二日の オールドナンス第四五、一七四号(二)

フランス刑事立法研究会(訳)

はしがき

犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオールドナンス第四五

一七四号

第一章 総則

第二章 手続 (以上、八一巻一・二号)

第三章 少年裁判所及び少年重罪法院 (以上、本号)

第三章の二 少年軽罪裁判所

第三章の三 少年に対する刑事手続の休止

第四章 監視付自由

第五章 雑則

第六章 海外領土及びマイヨット県において適用される規定

第三章 少年裁判所及び少年重罪法院

第三三条 (二〇一二年二月二六日の法律第二〇一—一九四〇号第五条(VD)により修正)

①少年裁判所は、少年、証人、親、後見人または監護権者、検察官、及び、弁護人を聴問した後、決定を下す。少年裁判所は、成人の共同正犯者または共犯者を参考までに聴問することができる。

②少年裁判所裁判長は、少年の利益に照らして必要な場合、少年に対して審判への出廷を免除することができる。この場合、少年は、弁護人により、または、少年の父親、母親もしくは後見人により代理される。決定は、対審によつたものとみなされる。

③少年裁判所は、付託された事実が少年軽罪裁判所の管轄に属することを確認する場合、少年軽罪裁判所への事件の移送を命じなければならない。少年が勾留、電子監視付居住指定または司法統制処分に付されている場合、少年裁判所は、第一〇一一条、第一〇一三条及び第一一条に準拠して理由を付した決定により、少年軽罪裁判所における審判まで、当該措置の継続を命じることができる。少年軽罪裁判所の審判は、遅くとも一ヵ月以内に開廷されなければならない

資料
ず、これに反した場合、勾留、電子監視付居住指定または司法統制処分は終了する。

④少年裁判所は、軽罪の擬律の下で係属された事実にも重罪の擬律を適用すると決する場合、一六歳未満の少年に対しては係属を維持する。少年裁判所は、その際、移送命令が少年係判事から発せられる場合には、補充的調査を命じ、このために予審判事に権限を付託する。

第一三一条（二〇〇七年三月五日の法律第二〇〇七一九七号第五八条により創設）

刑事訴訟法第三九九条は、少年裁判所の審判に適用される。

第一四条（二〇一一年八月一〇日の法律第二〇一一一九三九号第四三条により修正）

①各事件は、すべての他の被告人がいない状態で、個別に裁判される。

②審理への出席が許されるのは、私訴原告人であると否とを問わず、事件の被害者、証人、少年の近親者、後見人もしくは法定代理人、弁護士会の構成員、更生保護施設及び少年を引受ける機関または部局の代表者、監視付自由を委

託された者のみである。

③裁判長は、何時でも、少年に対し、一連の審理の全部または一部の間、退廷するよう命じることができる。裁判長は、同様に、証人に対し、その審問後、退廷を命じることができる。

④少年裁判所の審理の記録を公表することは、図書、出版物、ラジオ放送、映画、または、その他方法の如何にかかわらず禁止される。同様の方法により、犯罪少年の身元及び人格に関するあらゆる文章またはあらゆる挿絵を公表することも、同様に禁止される。これらの規定に対する違反は、一五〇〇〇ユーロの罰金に処せられる。

⑤判決は、少年が出席する公判廷において言い渡される。判決は公表されうるが、但し、少年の名前は、頭文字によつてさえも示されてはならず、これに違反した場合には、一五〇〇〇ユーロの罰金に処せられる。

⑥被訴少年の数または非難される犯罪に起因する、特別な複雑さを呈する事件を除き、少年がまだ有罪判決の対象となっていない場合、判決は、遅くとも審判後、一ヵ月以内に言い渡される。

第一四二条（一九九二年一月二六日の法律第九二―三三六号第三三二条（V）により修正）

①前条第四項及び第五項に対する違反が、出版物を通じてなされた場合、発行人または発行人は、発行という行為のみで、正犯者として、前条第四項及び第五項に規定される刑罰に処せられる。

②これらの者を欠く場合、著者、著者を欠く場合、印刷業者、販売業者及び広告業者が、正犯者として訴追される。

③著者は正犯者として訴追されない場合であっても、共犯者として訴追される。

④前三項にかかわらず、刑法一二一―六条及び一二一―七条が適用されうる者はすべて、共犯者として訴追されうる。

第一四二条（二〇一一年八月一〇日の法律第二〇一―一九三九号第四四条により修正）

I―共和国検事のもとに召喚された一六歳以上一八歳未満の少年は、本条に規定される場合で、かつ、本条に規定される態様により、少年のための裁判所への即時出頭手続により訴追されうる。

II―少年のための裁判所への即時出頭手続は、現行犯の場合には一年以上の拘禁刑、その他の場合には三年以上の拘

禁刑が科される少年に適用される。本手続が開始されるのは、少年が本オールドナンスの適用により一つもしくは複数の手続の対象となつているかまたは既になつた場合で、事実に関する調査が必要ない場合であつて、かつ、少年の人格に関する調査が第八条に基づき先行する一二ヶ月以内に完遂されている場合のみである。但し、少年が不在であつたが故に、人格に関する調査が、第八条の適用に基づく先行手続に際し、完遂されなかつた場合、第一二条の適用により実施される調査が考慮されうる。

III―①共和国検事は、IIに挙げられている調査により判明した人格に関する要素を手続の一件書類に添付した後、少年が選任する弁護士、または、少年もしくは少年の法定代理人が弁護士を選任しなかつた場合には、共和国検事の請求に基づき弁護士会会長により指名される弁護士の立会いの下、自らのもとに召喚された少年の身元を確認し、非難されている事実を少年に告知する。弁護士は、指名の時点から、一件書類を閲覧し、少年と自由に連絡を取ることが出来る。

②共和国検事は、少年の弁護士、及び、場合によっては少年自身の弁解を聴取した後、少年に対し、裁判を受けるために少年裁判所に召喚される旨通知し、一〇日以上一ヵ月

料 以上の期間に開催されなければならない、その審判の期日を通告する。

③但し、正式に召喚された少年の法定代理人が異議を申し立てる場合を除き、少年及び少年の弁護人による明示の同意がある場合、一〇日の期間が適用されることなく、少年の出廷に引き続き、少年裁判所の第一回審判において、少年に対する判決が行われる。

④前三項に挙げられる手続は調書の対象となり、その複写は少年に交付され、調書原本は少年裁判所に託されなければならない、これに違反した場合、手続は無効となる。

IV—①共和国検事は、IIIに規定される手続を行った後、判決公判まで、少年を司法統制処分、電子監視付居住指定、または、勾留に付すべきとする自らの請求に関し裁定を受けるため、直ちに少年を少年係判事のもとに出頭させる。

②少年係判事は、理由を付した命令によって裁定を下すが、この命令は、事案に応じ、刑事訴訟法第一三七条または第一四四条の規定を参照しつつ、決定の根拠をなす法律及び事実に関する所見の提示を含まなければならない。少年係判事は、対審において、請求を展開する共和国検事の所見、次に、少年及び少年の弁護人の意見を聴取した後、執務室において裁定を下す。少年係判事は、必要に応じて、

この審理の間、少年が委託された機関の代表者の申述を聴取することができる。

③少年の法定代理人は、あらゆる手段により少年係判事の決定を通知される。命令は、予審部への抗告の対象となる。その際、刑事訴訟法第一八七一条及び第一八七二条の規定が適用される。

④いずれの場合においても、少年係判事は、共和国検事の請求を認容しない場合、第八条及び第一〇条に規定される措置を命じることができ、必要な場合には、それらの措置を少年の出頭まで命じうる。

⑤少年が司法統制処分または電子監視付居住指定の義務に違反する場合、刑事訴訟法第一四一二条第二項及び第一四一一条が適用される。その際、自由と拘禁判事に付される権限は、少年係判事により行使され、予審判事に付与される権限は、共和国検事により行使される。

⑥勾留に付されている少年またはその弁護人は、何時でも、少年の保釈を請求できる。この請求は少年係判事になされ、少年係判事は、檢察意見を聴取するため、共和国検事に書類を即時に送達する。少年係判事は、刑事訴訟法第一四八条第三項及び第四項に基づき、自由と拘禁判事に委託される権限を行使することにより、共和国検事への送達に続く

五日以内に裁定を下す。

V—①本条の適用により係属された少年裁判所は、第一三条一項、及び、第一四条の規定に従って裁定を下す。

②但し、少年裁判所は、事件が裁判に付される状態にないと思料する場合、必要に応じて、調査の補充を行うため少年係判事を任命し、または、第八条及び第一〇条に規定される措置の一つを命じる旨決定した上で、職権または當事者の請求により、一ヵ月以内に開催される次回の審判に移送することができる。裁判所は、少年が勾留または司法統制処分が付されている場合、特別に理由を付した決定により、措置の継続について裁定を下す。少年が勾留に付されている場合、本案判決は、裁判所への最初の出廷の日から一ヵ月以内に下されなければならない。当該期間満了時点で本案決定がない場合、勾留は終了する。

③少年裁判所も同様に、事件の重大性及び複雑性に鑑み、調査の補充が必要であると思料する場合、共和国検事に書類を送達することができる。少年が勾留に付されている場合、少年裁判所は、少年係判事または予審判事のもとへ出頭するまで、少年の勾留を継続するかにつきあらかじめ裁定を下す。被告人が職権により釈放されない限り、この出頭は、即日行われなければならない。

VI—本条の規定は、科せられる刑罰が五年以上七年以下であることを条件に、一三歳以上一六歳未満の少年にも適用される。その際、共和国検事が請求しうるのは、第一〇二条IIIの規定に従い、少年裁判所への出頭まで少年を司法統制処分に付することのみであり、その審判は、一〇日以上二ヵ月以内の間に行われなければならない。

第一五条（二〇〇七年三月五日の法律第二〇〇七二九七号第五九条により修正）

一三歳未満の少年に対して被疑事実が証明される場合、少年裁判所は、理由を付した決定により、以下の措置の一つを宣告する。

- 1 少年の親、少年の後见人、少年の監護権を有していた者または信頼に値する者への引渡し
- 2 認可を受けた、教育もしくは職業訓練を行う公的もしくは民間の組織または施設への収容
- 3 認可を受けた、医療施設または治療教育施設への収容
- 4 少年援護局への引渡し
- 5 就学年齢の犯罪少年に適した寄宿舎への収容
- 6 第一六条の三に定められる条件において、日中活動措置

- ①一〇歳以上の少年に対して被疑事実が証明される場合、少年裁判所は、理由を付した決定により、以下の教育的制裁の一つまたは複数を宣告することができる。
- 1 少年の所持しまたは所有する物で、犯行に供しまたは犯罪から生成した物の没収
- 2 一年を超えない期間、裁判所により指定された、犯罪が行われた一つまたは複数の場所への立ち入り禁止。但し、少年が日常的に居住している場所を除く。
- 3 一年を超えない期間、裁判所により指定された、一人もしくは複数の犯罪被害者との面会もしくは訪問の受入れ、または、これらの者との連絡の禁止
- 4 一年を超えない期間、裁判所により指定された、場合によっては存在しうる一人もしくは複数の共同正犯者もしくは共犯者との面会もしくは訪問の受入れ、または、これらの者との連絡の禁止
- 5 第一二一条に定められる援助または賠償措置
- 6 一カ月を超えない期間、法律から生じる義務を少年に喚起することを目的とする、市民訓育研修を受講する義務。なお、この研修の実施態様はコンセンユ・データの

クレでこれを定める。

- 7 最長三カ月間、行われた行為に関する心理学的、教育的及び社会的訓練を実施することができる、認可を受けた、常居所外に位置する、公的もしくは民間の教育組織または施設への収容措置。なお、この期間は一度更新可能である。但し、一〇歳以上一三歳未満の少年に対して、収容期間は一カ月を超えてはならない。
- 8 学業の実践
- 9 厳粛な警告
- 10 就学年齢に対応した期間、寄宿舎を併設する学校施設への収容。但し、少年には、週末及び学校の休業期間、家族のもとへ帰宅することが許される。
- 11 最長三カ月間、少年に対して、二三時から翌六時までの間、少年の親の一方または親権保持者の付添なく、公道を往来することの禁止。なお、この期間は一度更新可能である。
- ②少年裁判所は、制裁の適正な執行について責任を負う、少年司法保護局または認可された機関を指定する。この機関は、教育的制裁の執行を少年係判事に報告する。
- ③本条の適用において宣告される教育的制裁は、判決日から起算して三カ月を超えない期間内に執行される。

④本条に規定される教育的制裁を少年が遵守しない場合、少年裁判所は、当該少年に対し、第一条に定められる施設の一つへの収容措置を宣告することができる。

第一六条（二〇〇七年三月五日の法律第二〇〇七―二九七号第五九条により修正）

①一三歳以上の少年に対して被疑事実が証明される場合、少年裁判所は、理由を付した決定により、以下の措置の内の一つを宣告する。

1 少年の親、少年の後見人、少年の監護権を有していた者または信頼に値する者への引渡し

2 認可を受けた、教育もしくは職業訓練を行う公的もしくは民間の組織または施設への収容

3 認可を受けた、医療施設または治療教育施設への収容

4 監視付教育または矯正教育を行う公的施設への収容

5 厳粛な警告

6 第一六条の三に定められる条件において、日中活動措置

第一六条の二（一九九六年七月一日の法律第九六―五八五

号第六条により修正）

①少年に対して被疑事実が証明される場合、少年裁判所及び少年重罪法院は、主たる措置として、理由を付した決定により、五年を超えない期間、司法的保護の下に置く旨宣告することも可能である。

②少年が服する、保護、援助、監視及び教育といったさまざまな措置は、コンセイユ・デタのデクレによつて定められる。

③少年係判事は、司法的保護に服する期間の満了まで、何時でも、前項に定められる措置の一つまたは複数を命じることができ。さらに、少年係判事は、同様の条件において、少年が服していた措置の一つまたは複数を取消し、または、司法的保護の下に置くことを終わらせることも可能である。

④司法的保護の期間満了のため、一六歳以上の少年が前条で指定される施設の一つへ収容される旨決定される場合、当該収容が当事者の成人後も継続されるのは、この当事者がそれを請求する場合のみである。

第一六条の三（二〇〇七年三月五日の法律第二〇〇七―二九七号第五九条により創設）

①日中活動措置とは、公法上の法人、公的機関の任務を遂

行する私法上の法人、そのような活動を組織する認可を受けた団体のもとで、または、少年が委託される少年司法保護局の内部において、少年が職業的または学業的に同化する活動に参加することをいう。

②この措置は、軽罪に関して、少年係判事または少年裁判所によって少年に対し命じられうる。

③少年係判事または少年裁判所は、日中活動措置を宣告する場合、一二月を超えない限度で期間を定め、当該活動の実施態様を確定する。少年係判事または少年裁判所は、公法上もしくは私法上の法人、団体、または、少年が委託される機関を指定する。

④日中活動措置の実施態様は、コンセイユ・デタのデクレでこれを定める。

⑤コンセイユ・デタのデクレは、とりわけ、以下の事項に関してその条件を定める。

1 少年係判事は、検察官の意見、及び、少年犯罪の予防に関して権限を有するあらゆる公的組織の意見を聴取した後、管轄地域内で提供されうる活動、即ち、当該地域において発見しそれに参加できるようにする活動のリストを作成する。

2 日中活動措置は、就学義務と両立しなければならない。

3 第一項に規定される法人及び団体は、認可を受ける。

第二七条（一九七四年七月五日の法律第七四一六三一号第一四条により修正）

①上記第一五条及び第一六条によって規定されるいずれの場合においても、この措置は、決定が定める年数で宣告され、その期間は、少年が成人に達する時点を超えることができない。

②少年が一三歳以上の場合、養護施設への少年の引渡しが可能なのは、医学的治療のため、または、孤児もしくは親が親権を喪失している少年の場合のみである。

第一八条（一九四五年三月六日及び二一日の官報により訂正）

一三歳以上の少年は、被疑事実が証明される場合、第二條に従い、刑法上の有罪宣告の対象となりうる。

第一九条（一九七四年七月五日の法律第七四一六三一号第一四条により修正）

①第一五条、第一六条もしくは第二八条に規定される措置の一つ、または、刑法上の有罪宣告が決される場合、少年

はさらに、成人年齢を超えない年齢まで、監視付自由に付されうる。

②少年裁判所は、本案判決を宣告するに先立ち、自ら期間を定める一つまたは複数の試験観察期間後に裁定を下すため、一時的に監視付自由措置を命じることができる。

第二〇条 (二〇一四年八月一五日の法律第二〇一四―八九六号第七条により修正)

①重罪で訴追された一六歳以上の少年は、裁判長及び二名の陪席判事で構成され、刑事陪審によって補完される、少年重罪法院により裁判される。少年重罪法院は、同様に、満一六歳に達する前に少年により行われた重罪または軽罪について、それらの犯罪が主として訴追される重罪と牽連関係にあるかまたは不可分一体の場合、裁判権をもちうる。②少年重罪法院は、重罪法院の所在地で、重罪法院の開廷期に開かれる。少年重罪法院の裁判長が指名され、必要に応じて、刑事訴訟法第二四四条乃至第二四七条によって重罪法院の裁判長に関して規定される条件において交代する。二名の陪席判事は、不能の場合を除き、控訴院の管轄に属する少年係判事の中から選出され、刑事訴訟法第二四八条乃至第二五二条の形式において指名される。

③少年重罪法院付の検察官の職務は、検事長または少年事件を専門に担当する検察官により遂行される。

④重罪法院の書記官は、少年重罪法院において書記官の職務を遂行する。

⑤開廷期の全ての被告人が少年重罪法院に移送される場合、刑事訴訟法第二八八条乃至第二九二条の規定に従い、少年重罪法院によって手続が行われる。

⑥前項とは異なる場合、少年重罪法院の陪審は、重罪法院により作成された名簿に基づき選出された陪審員で構成される。

⑦前項の規定の留保の下、少年重罪法院の裁判長及び少年重罪法院は、刑事訴訟法の規定により重罪法院の裁判長及び重罪法院に付与された権限をそれぞれ行使する。

⑧第一四条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定は、少年重罪法院に適用される。

⑨被告人の尋問の後、少年重罪法院の裁判長は、何時でも、少年被告人が一連の審理の全部または一部の間、退廷するよう命じることができる。

⑩本オールドナンスの規定の留保の下、重罪で訴追された一六歳以上の少年に関して、刑事訴訟法第一九一条乃至第二一八条及び第二三一条乃至第三七九一条の規定に従って

資料
手続が行われる。

⑩被告人が一八歳未満の場合、裁判長は、以下の二つの質問を提起しなければならず、これに違反した場合、手続が無効となる。

1 被告人に刑法上の有罪宣告を行う理由があるか。

2 被告人から第二〇二二条に規定される刑の減輕の利益を奪う理由があるか。

⑪有責と宣告された少年被告人が刑法上の有罪判決の対象となるべきでないと決される場合、法院または陪審が裁定を下すことになる収容もしくは監護に関する措置または教育的制裁は、第一五一条、第一六条及び第一九条第一項の措置または教育的制裁である。

第二〇一条（一九九二年一月一六日の法律第九二一—三三六号第二五三条により修正）

少年により行われた第五級違警罪は、本オールドナンス第八條乃至第一九條に規定される条件において、予審が行われ、裁判される。

第二〇二二条（二〇一四年八月一五日の法律第二〇一四—八九六号第七條により修正）

①少年裁判所及び少年重罪法院は、一三歳以上の少年に対して、科される刑の二分の一を超える自由剝奪刑を宣告することができない。科される刑が無期懲役の場合、少年裁判所及び少年重罪法院は、二〇年を超える懲役刑を宣告することができない。

②但し、少年が一六歳以上である場合、少年裁判所及び少年重罪法院は、例外的に、かつ、事案の状況、少年の人格及び少年の状況に鑑みて、第一項を適用する必要がないと決定することができる。この決定が少年裁判所によって下されるのは、特別に理由を付した判示によってのみである。

③少年に対して宣告される教育的措置または教育的制裁は、累犯の前提の初度目を構成しえない。

④保安期間に関する刑法第一三二—二三條の規定は、少年に適用されない。

⑤少年に科される拘禁刑は、行刑施設の特別区画、または、コンセイユ・データのデクレにより定められた条件の下、少年のために専門化された行刑施設において執行される。

第二〇一三条 (二〇一四年八月一五日の法律第二〇一四
―八九六号第七條により修正)

少年裁判所及び少年重罪法院は、第二〇一二条第二項が
適用される場合を除き、一三歳以上の少年に対して、科せ
られる罰金額の二分の一を超える罰金刑または七五〇〇
ユーロを超える罰金刑を宣告することができない。

第二〇一四條 (二〇一四年八月一五日の法律第二〇一四
―八九六号第二三條により修正)

刑事強制 (la contrainte pénale)、国外退去の刑、並び
に、日数罰金刑、公民権、私法上及び家族法上の権利停止
の刑、公務または職業的もしくは社会的活動禁止の刑、滞
在禁止の刑、事業所閉鎖の刑、公契約からの排除の刑、有
罪判決の掲示または公告の刑は、少年に対して宣告されえ
ない。

第二〇一四一一條 (二〇〇四年三月九日の法律第二〇〇四
―二〇四号第四四條により創設)

市民資格研修の刑に関する刑法第一三二―一五一條の規定
は、一三歳以上一八歳未満の少年に適用される。その際、
研修の内容は、被有罪宣告者の年齢に適合したものとする。

裁判所は、この研修が少年の費用で実施される旨命じるこ
とはできない。

第二〇一五條 (二〇一一年八月一〇日の法律第二〇一
―九三九号第四六條により修正)

①公益奉仕労働に関する刑法第一三二―一八條、及び、第一
三二―二二條乃至第一三二―二四條の規定は、一六歳以上一
八歳未満の少年に適用される。同様に、公益奉仕労働を履
行する義務を伴う執行猶予に関する刑法第一三二―五四條
乃至第一三二―五七條の規定も、これらの少年に適用され
る。刑法第一三二―五七條の適用につき、少年が判決日に
一六歳である場合、同条に規定される条件の下で、かつ、
同条に規定される態様に従い、閉鎖的拘禁刑から公益奉仕
労働付執行猶予への転換が可能である。

②刑法第一三一―一八條及び第一三二―五四條の適用につき、
公益奉仕労働は、少年に適合していなければならず、育成
的性質、または、若年被有罪宣告者の社会復帰を促進しう
る性格を呈するものでなければならない。

資料
第二〇一六条（一九九二年一月二六日の法律第九二一
三三六号第二五四条により創設）

いかなる禁止、失権または無能力も、少年に対して宣告
される刑法上の有罪判決から当然には生じえない。

第二〇一七条（二〇一一年八月一〇日の法律第二〇一一
一九三九号第四七条により削除）

第二〇一八条（一九九七年一月一九日の法律第九七一
一五九号第一三条により創設）

電子監視設置に関する刑事訴訟法第七三―三三條乃至第
七三―一三條の規定は、少年に適用される。

第二〇一九条（二〇〇四年三月九日の法律第二〇〇四―二
〇四号第一六五条により修正）

①少年のために専門化された裁判所による有罪宣告の場合、
被有罪宣告者が二一歳に達するまで、刑法及び刑事訴訟法
により刑罰適用判事に割り当てられた職務は、少年係判事
が遂行する。少年裁判所は、行刑裁判所に付与された権限
を行使し、少年のための特別部は刑罰適用部に付与された
権限を行使する。

②但し、少年係判事は、被有罪宣告者が判決日に一八歳に
達した場合、専門化された裁判所が特別な決定によって決
する場合にのみ、管轄を有する。

③少年係判事は、被有罪宣告者が一八歳に達した場合、少
年の人格または宣告される刑期を理由として、刑罰適用判
事のために管轄を放棄することができる。

④少年係判事は、第一項の有罪宣告の執行準備、実施及び
調査のため、必要に応じて、少年司法保護局の公的部門の
部署を指定することができる。当該部署は、被有罪宣告者
に課される義務の遵守を監視する。少年係判事も同様に、
被有罪宣告者が一八歳に達した場合、このために社会復
帰・保護観察所を指定することができる。

⑤必要な場合、本条の適用条件はデクレでこれを定める。

第二〇一〇条（二〇一一年一月二六日の法律第二〇一
一―一九四〇号第三条により修正）

①少年のために専門化された裁判所により宣告される、保
護観察付執行猶予または公益奉仕労働付執行猶予を伴う拘
禁刑の有罪判決の場合、判決裁判所は、少年の人格が正当
化する際には、第一六条及び第一九条で定められる措置の一
つを付加することができ、これらの措置は、刑罰の執行

期間中、何時でも、少年係判事によって修正されうる。判決裁判所は、特に、第三三条によって規定される閉鎖型教育センターに少年を収容する旨決定することができる。

②判決裁判所は、刑法第一三二―四三条に規定される条件の下、第一項に定められる措置の実行条件を遵守する義務を被有罪宣告者に課すことができる。この義務の不遵守は、保護観察付執行猶予の取消及び拘禁刑の執行をもたらさしめる。

③判決裁判所は、同様に、第一三二―四三条に規定される条件の下、国民役務法第一三〇―一条乃至第一三〇―五条に定められる、国防参入の公的施設における役務契約を履行する義務を一六歳以上の被有罪宣告者に課すことができる。この義務の不遵守は、保護観察付執行猶予の取消及び拘禁刑の執行をもたらさしめる。この義務は、これを拒否する被告人、または、審判に出席していない被告人に対しては宣告されえない。裁判長は、判決の宣告に先立ち、被告人が志願を表明するのに有益な全ての情報の提供を受けたかどうかを確認し、被告人に国防参入の公的施設における役務契約の履行を拒否する権利がある旨を告知した上で、被告人から回答をえる。

④本オールドナンス第二〇―九条により規定されるいづれの

場合においても、刑罰適用判事が保護観察付執行猶予に関して定められた義務の一つもしくは複数を被有罪宣告者に課すことのできる、刑罰または刑罰の修正が問題となる場合、少年係判事も同様に、第一六条及び第一九条に定められる措置の一つの遵守を被有罪宣告者に課すことができ、これらの措置は、刑の執行中、修正されうる。少年係判事は、同様に、保護観察付執行猶予に関して定められた義務の不遵守が執行猶予の取消及び拘禁刑の執行をもたらさしめる場合、第三三条に規定される閉鎖型教育センターに少年を収容する旨決定することができる。

⑤刑罰の適正な執行を監視する機関の責任者は、少年が自らに課された義務を遵守しない場合、共和国検事及び少年係判事に報告しなければならない。

第二〇―一条 (二〇一三年八月五日の法律二〇一三―七
一―号第二五条により創設)

当該者が行為時に少年であった場合、少年裁判所は、刑事訴訟法第七二―八―四条乃至第七二―八―七条の適用につき軽罪裁判所の権限を行使し、少年係判事は、同法第七二―八―四六条及び第七二―八―六七条の適用につき大審裁判所所長及び自由と拘禁判事の権限を行使する。

資料
第二〇一―二二条 (二〇一五年八月一七日の法律第二〇一五
―一九三三号第五条により創設)

少年裁判所は、行為時に未成年であった者に對し、他の
EU加盟国の裁判所によつて下された有罪判決及び保護觀
察の決定の承認及び執行に關し、刑事訴訟法第七六四―二
一条乃至第七六四―四三条に定められた刑罰適用判事の權
限を行使する。

第二一条 (二〇一一年一月三日の法律第二〇一―一
八六二号第二条により修正)

①刑事訴訟法第五二四条乃至五三〇―一条が適用される場
合を除き、少年により行われた第一級から第四級までの違
警罪は、少年裁判所について第一四条に規定される公開の
条件の下、所在する違警罪裁判所に付託される。

②裁判所は、違警罪が証明される場合、単に少年を譴責に
付すか、または、法律に規定される罰金刑を宣告すること
ができる。但し、一三歳未満の少年は、譴責の対象にしか
なりえない。

③さらに、違警罪裁判所は、監視措置の採用が少年のため
に有益であると思料する場合、判決宣告の後、少年を監視
付自由の下に置く權限を有する少年係判事に一件書類を送

付することができる。

④違警罪裁判所の決定に對する上訴は、少年のための裁判
所の組織に關する一九五八年一月二二日のオールドナンス
第五八―二七四号第七条に規定される条件において、控
訴院へ提起される。

第二二条 (一九五八年一月二三日のオールドナンス第五
八―一三〇号第一条により修正)

①少年係判事及び少年裁判所は、いずれの場合においても、
故障申立または上訴にかかわらず、自らの決定の仮執行を
命じることができる。

②上記第一五条に規定される決定が一三歳未満の少年に對
して欠席裁判で宣告された際に、仮執行が命じられた場合、
この決定は、刑事訴訟法第七〇七条の規定に従い、共和国
検事の請求によつて執行される。当該少年は、受入れセン
ター、第一〇条に定められる機関の受入れ部門、養護施設、
または、觀察センターに引致され、留置される。

第二三条 (二〇〇〇年六月一五日の法律第二〇〇〇―一五
一六号第八三条により修正)

少年保護委員は、控訴院特別部において、上記一九五八

年一月二日二日のオールドナンス第五八―一二七四号第六条に定められる職務を遂行する。少年保護委員は、少年が単独または成人の共同正犯者もしくは共犯者とともに関係する事件につき、予審部が裁判管轄を有する場合、予審部の構成員となる。少年保護委員は、召喚され、第二九条（第一項）によって少年係判事に付与された権限を行使する。

第二四条（二〇〇〇年六月一五日の法律第二〇〇〇―五一六号第八六条により修正）

① 刑事訴訟法第四八七条以下から生じる欠席及び故障申立に関する原則は、少年係判事及び少年裁判所の判決に適用される。

② 刑事訴訟法第一八五条乃至第一八七条の規定は、少年係判事及び少年事件を専門に担当する予審判事の命令に適用される。但し、刑事訴訟法第一八六条に反して、第一〇条に規定される一時的措置に関する少年係判事及び予審判事の命令は、上訴されうる。この上訴は、刑事訴訟法第四九八条の期間内に、控訴院特別部に提起される。

③ 刑事訴訟法の規定から生じる上訴に関する原則は、少年係判事及び少年裁判所の判決、並びに、第一審で下される少年重罪法院の判決に適用される。

④ 故障申立、上訴、破棄申立の権利は、少年または少年の法定代理人によって行使されうる。

⑤ 刑法上の有罪判決が介在する場合を除き、破棄申立は停止効をもたない。

⑥ 少年係判事の判決は、証印及び登録手続を免除される。
（井上宜裕・大貝葵）